

(別記様式第 1 号)

計画作成年度 計画変更年度	令和 3 年度 令和 4 年度
計画主体	北海道余市町

余市町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	余市町経済部農林水産課農政振興係
所在地	余市町朝日町 26 番地
電話番号	0135-21-2123 (直通)
F A X 番号	0135-21-2144
メールアドレス	nousin@town.yoichi.hokkaido.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ヒグマ、アライグマ、カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）、エゾシカ、キツネ、トド
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	余市町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ヒグマ	桜桃	被害面積：0.14ha 被害金額：732千円
	その他果樹	被害面積：0.03ha 被害金額：9千円
アライグマ	ぶどう	被害面積：0.25ha 被害金額：539千円
カラス類	りんご	被害面積：0.6ha 被害金額：90千円
エゾシカ	りんご	被害面積：2.77ha 被害金額：6,870千円
	その他果樹	被害面積：0.66ha 被害金額：1,637千円
キツネ	鶏、土壌被害等	被害面積：0.5ha 被害金額：80千円
農作物被害計		被害面積：4.95ha 被害金額：9,957千円
トド	漁具、捕獲魚等	被害件数：54件 被害金額 68,590千円
水産被害計		被害件数：54件 被害金額 68,590千円

(2) 被害の傾向

ヒグマについては、出没頻度が増加傾向にあり、果樹園地における食害や枝折れ被害が報告されている。

アライグマについては、ぶどう等の果樹を中心に被害が報告されている。冬期間においても倉庫や空き家での目撃情報や捕獲実績があり、生息状況はほぼ町内全域に拡大しており、個体数についても、大幅な増加傾向にある。

カラス類については、生息状況に大きな変化はみられず、果樹園地における食害、さらには市街地での営巣や威嚇行動が報告されている。

エゾシカについては、春頃には果樹木の新梢の食害が報告されており、冬期間には樹皮の食害が報告されている。冬期間に集団で移動する目撃情報などもあり、生息状況、及び個体数については拡大、増加傾向にある。

キツネについては、畑の掘り起こしや鶏舎等にて被害が報告されており、市街地付近での目撃情報もあることから、エキノコックス感染症の恐れがある。

トド被害については、定置網漁や刺し網漁で使用する漁具に穴をあけられる等の直接被害が発生しているほか、刺し網にかかった魚類を食い荒らす等漁獲物に対する間接被害も発生しているため沿岸漁業に影響を与えている。

(3) 被害の軽減目標

	指標	現状値（平成30年度）	目標値（令和5年度）
ヒグマ	農業被害	741千円	556千円
	被害面積	0.17ha	0.17ha
アライグマ	農業被害	539千円	404千円
	被害面積	0.25ha	0.25ha
カラス類	農業被害	90千円	60千円
	被害面積	0.6ha	0.4ha
エゾシカ	農業被害	8,507千円	6,381千円
	被害面積	3.43ha	2.6ha
キツネ	農業被害	80千円	50千円
	被害面積	0.5ha	0.3ha
農作物被害計	農業被害	9,957千円	7,451千円
	被害面積	4.95ha	3.72ha
トド	被害金額	68,590千円	54,872千円
	被害件数	54件	44件
水産被害計	被害金額	68,590千円	54,872千円
	被害件数	54件	44件

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
<p>捕獲等に関する取組</p>	<p>[捕獲体制の整備] 余市町非常勤職員（余市町鳥獣被害対策実施隊）として北海道猟友会余市支部会員の 中から任命。 ○農業被害対策 [ヒグマ] 余市町は北海道猟友会余市支部の会員から構成される余市町ヒグマ防除隊を編成。出没情報を受け、現地確認や見回りを実施し、状況により銃器（ライフル銃、散弾銃）を使用した捕獲をおこなう。また、出没回数や出没頻度等により、北海道後志総合振興局に箱わなの設置許可を申請し、捕獲を実施。 [アライグマ] 出没情報にもとづき、箱わなによる捕獲を実施。 [カラス類] 通年で捕獲小屋を設置し捕獲。冬期間には北海道猟友会余市支部の会員から構成される余市町カラス・キツネ防除隊による銃器（ライフル銃、散弾銃）での一斉捕獲を実施。 [エゾシカ] 出没情報により現地確認をおこない、状況により銃器（ライフル銃、散弾銃）を使用して捕獲を実施。冬期間には北海道猟友会余市支部の会員から構成される余市町エゾシカ防除隊による銃器（ライフル銃、散弾銃）での一斉捕獲を実施。 [キツネ] 冬期間には北海道猟友会余市支部の会員から構成される余市町カラス・キツネ防除隊による銃器（ライフル銃、散弾銃）での一斉捕獲を実施。</p>	<p>[共通課題] 猟友会会員の高齢化もあり、次世代の担い手確保が急務となっている。 [ヒグマ] 銃器（ライフル銃、散弾銃）による捕獲は、草木が生い茂っている状況では視認が難しく、箱わなについても捕獲効率が低い状況にあり、農業被害の増加や人身被害が懸念される。 [アライグマ] 効果的な箱わなの設置場所の選定が必要である。また、空き家の増加等による市街地への生息域拡大が懸念される。 [カラス類] 学習のためか、年度により捕獲小屋における捕獲数の増減が見られる。 [エゾシカ] 銃器（ライフル銃、散弾銃）による捕獲は草木が生い茂っている状況では視認が難しく捕獲効率が低い状況である。</p>

	○水産業被害対策 [トド] 銃器（ライフル銃、散弾銃）による駆除、強化刺し網事業を実施	[トド] 海上のため、捕獲が困難である。船上での射撃となり、足場が不安定な為、命中率が悪い。
防護柵の設置等に関する取り組み	ヒグマ、エゾシカ出没個所に電気柵を設置。	森林付近の傾斜地、及び園地が広いところでの設置方法及び下草の管理。

(5) 今後の取組方針

<p>ヒグマは、余市町有害鳥獣駆除対策協議会の構成機関において情報の共有化に努めるとともに、ほ場の適切な草刈り、電気柵の設置や爆音機等での威嚇による追い払いを行う。効果がない場合は、銃器（ライフル銃、散弾銃）又は箱わなによる問題個体の捕獲を実施。併せて、住民への安全対策に関する意識の啓発に努める。</p> <p>アライグマについては、箱わなによる捕獲を実施し、生息域拡大及び個体数増加を阻止し、地域からの排除を目指す。また、箱わなを購入する農業者に対し補助を実施し、設置数の増加を図るとともに、適時電気柵を設置し農業被害の防止に努める。</p> <p>カラス類については、農作物被害が発生しないようカラス捕獲小屋により個体数の増加を抑える。被害が増加する恐れがある場合は、カラス捕獲小屋の増設を検討する。また、捕獲効率を高めるため、カラス捕獲小屋に設置するエサの種類の有効性についても調査を行う。</p> <p>エゾシカについては、余市町有害鳥獣駆除対策協議会の構成機関において情報の共有化に努めるとともに、ほ場の適切な草刈り、電気柵の設置や爆音機等での威嚇による追い払いを行うとともに、銃器（ライフル銃、散弾銃）又はくくりわなによる捕獲を積極的に実施し、個体数の増加の抑制に努める。</p> <p>キツネについては、電気柵の設置や爆音機等での威嚇による追い払いを行う。また冬期間には鳥獣被害対策実施隊（名称：余市町エゾシカ防除隊）による一斉捕獲を実施する。</p> <p>トドについては、銃器（ライフル銃、散弾銃）による駆除のほか、強化網の導入や生息水域調査により水産業被害の減少に努める。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>捕獲体制の中心的役割を担う余市町鳥獣被害対策実施隊（ヒグマ、エゾシカ、カラス・キツネ）については、余市町が北海道猟友会余市支部の中から任命することとし、身分は非常勤職員とする。</p> <p>また、水産業対策についても、捕獲体制の中心を担う余市町鳥獣被害対策実施隊（トド）を北海道猟友会余市支部の中から委嘱し、余市郡漁業協同組合が主体となって対応する。</p>

※参考資料として、余市町鳥獣被害対策実施隊名簿を添付する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
3	ヒグマ アライグマ カラス類 エゾシカ キツネ トド	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代の担い手となる捕獲員育成・確保に関して北海道猟友会余市支部地元猟友会と協議し、必要な支援を行う。 ・ 箱わなを購入する農業者への補助の実施。 ・ 先進地のカラス捕獲小屋を参考に改良を図る。 ・ 効果的なくくりわな設置方法の検証。 ・ 狩猟免許取得に係る取得費用の支援 ・ 船上からの射撃技術の向上を図る。
4	ヒグマ アライグマ カラス類 エゾシカ キツネ トド	同上
5	ヒグマ アライグマ カラス類 エゾシカ キツネ トド	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
被害が現実が発生するおそれが高いときに、当該出没個体数を捕獲することとし、近年の捕獲実績等を基礎に捕獲数を設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	3年度	4年度	5年度
ヒグマ	当該出没個体	当該出没個体	当該出没個体
アライグマ	90頭	100頭	110頭
カラス類	700羽	700羽	700羽
エゾシカ	40頭	45頭	100頭
キツネ	30頭	30頭	40頭
トド	捕獲計画数は、水産庁のトド管理基本方針により、絶滅の危険性がない範囲内でトドによる漁業被害を最小化することを目標とした北海道及び北海道連合海区漁業調整委員会の調整を受けた頭数とする。		

捕獲等の取組内容
<p>ヒグマによる被害は、主に果樹類の収穫時期に見られ、発生個所は山間部の果樹園地であるが、住民からの出没情報により、その都度追い払い等を実施。効果がない場合は、銃器（ライフル銃、散弾銃）又は箱わなによる捕獲を実施。</p> <p>アライグマは、生息区域が広範囲に渡ることから、住民からの目撃情報を詳細に集め、出没箇所に箱わなを設置することで捕獲数の増加、及び農業被害の減少に努める。</p> <p>カラス類は、カラス捕獲小屋の通年管理を実施し捕獲数の増加を図る。</p> <p>エゾシカは、住民からの出没情報により、その都度追い払い等を実施。効果がない場合は、銃器（ライフル銃、散弾銃）又はくくりわなによる捕獲を実施。</p> <p>キツネについては、被害を未然に防止するため、冬期間に、銃器（ライフル銃、散弾銃）による駆除を実施。</p> <p>トドについては、毎年12月～6月の間、銃器（ライフル銃、散弾銃）により余市町沿岸海域を対象に駆除を行う。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
余市町内一円	

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	3年度	4年度	5年度

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	3年度	4年度	5年度

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
3～5	ヒグマ	爆音機の増設により侵入防止を図る。町内会回覧板や啓発看板設置、各種会合での呼びかけにより町民への被害防止方法の知識普及を図る。
	アライグマ	余市町、余市町農業協同組合は、放任果樹の除去及び除去指導を行う。町民への被害防止方法の知識普及を図る。
	カラス類	町民への被害防止方法の知識普及を図る。
	エゾシカ	爆音機の増設により侵入防止を図る。余市町、余市町農業協同組合は、町民へ放任果樹の除去及び除去指導を行い被害防止方法の知識普及を図る。
	キツネ	余市町、余市町農業協同組合は、放任果樹の除去及び除去指導を行う。被害防止方法の知識普及を図る。
	トド	研修等により射撃技術の向上を図り、船上での不安定な足場での命中率を上げる。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関の名称	役割
余市町	情報収集及び住民への広報活動、情報提供
北海道猟友会余市支部	情報提供及び捕獲の実施
余市警察署	被害情報の共有、有害鳥獣捕獲時の事故防止

(2) 緊急時の連絡体制

別紙のとおり

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び海洋汚染等及び海上被害の防止に関する法律の規定に基づき、駆除した個体は適切に処分する。

ヒグマを捕獲した場合は、「ヒグマ捕獲票」を北海道後志総合振興局環境生活課自然環境係へ提出。また、分析調査のため試料を採取し、地方独立行政法人北海道立総合研究機構エネルギー・環境・地質研究所自然環境部へ提供する。トドを捕獲した場合は、可能な限り研究機関へ検体として提供をする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

関係機関によるジビエ利用に関する協議・検討

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の実施等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	余市町有害鳥獣駆除対策協議会
構成機関の名称	役割
余市町経済部農林水産課	協議会事務局運営、被害情報の収集・管理
余市町農業委員会	被害情報の収集
余市町農業協同組合	被害農家の情報収集、営農指導
余市郡漁業協同組合	被害情報の収集、研修会の開催
余市警察署	被害防止巡回、被害発生時の情報管理
北海道猟友会余市支部	有害鳥獣関連情報の提供と捕獲の実施
後志農業改良普及センター 北後志支所	被害情報の収集、営農指導
鳥獣保護監視員	有害鳥獣関連の情報提供、助言指導

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道後志総合振興局農務課	農業被害状況の報告、被害防止対策の実施指導
北海道後志総合振興局環境生活課	ヒグマ・エゾシカ捕獲許可、被害防除対策の実施指導、農業被害状況の報告
北海道後志総合振興局水産課	漁業被害状況の調査・報告、被害防止対策の指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

余市町長が、北海道猟友会余市支部から鳥獣被害対策実施隊員を委嘱し、余市町の非常勤職員とする。
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>余市町有害鳥獣駆除対策協議会が中心となり対策を推進するが、各種団体や各町内会等においても積極的な関与を促し、町内会回覧板や各種会合での呼びかけ、講習会の開催等、地域全体で取り組みを進める。</p> <p>また、トドについては、余市郡漁業協同組合が事業主体となり、駆除・捕獲、研修等を行い取組の強化を図る。</p>

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

余市町鳥獣被害防止計画は、運用する際内容が実態と乖離しないよう関係機関等と十分協議し、計画変更を随時行う。
